

○学校法人弘徳学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人弘徳学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県姫路市大塩町2042番2におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従って、学校教育及び保育を行い、建学の精神である「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条第1項に規定する目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

- (1) 姫路大学
大学院（看護学研究科）
看護学部（看護学科）
教育学部（こども未来学科）
通信教育課程（教育学部こども未来学科）
- (2) 豊岡短期大学
こども学科
通信教育部（こども学科）
- (3) 幼保連携型ここのとり認定こども園

第3章 役員

(役員)

第5条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 6人以上12人以内
- (2) 監事 2人以上 3人以内

(理事長)

第6条 前条の理事のうち1人は理事の互選により、理事長となる。理事長の職を解任するときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により解任することができる。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事長以外の理事は、この法人の業務についてすべてこの法人を代表しない。
- 4 理事長に事故あるときは、副理事長又は副理事長不在の場合は専務理事が理事長の職務を代行する。

(副理事長、専務理事、常務理事)

第6条の2 法人に副理事長、専務理事並びに常務理事を置くことができる。

- 2 副理事長、専務理事並びに常務理事は、理事会の議を経て、理事長が任命する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、学園の業務を分掌し、日常業務を統括執行する。
- 5 常務理事は、副理事長及び専務理事を補佐するとともに、担当業務を執行する。

(理事の選任)

第7条 理事は次の各号に掲げるものとする。

- (1) この法人の設置する豊岡短期大学長及び姫路大学長
 - (2) 評議員のうちから選任された者 2人以上4人以内
 - (3) この法人の功労者並びに法人に関係のある学識経験者のうちから選任された者 2人以上6人以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
 - 3 第1項第2号、第3号に規定する理事は、理事会の議を経て、理事長が任命する。
 - 4 第1項第1号に規定する理事が兼務するときは、第5条第1項第1号の理事を減ずることとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者の中から評議員会の同意を経て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任する。

(監事の職務)

第9条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産状況を監査すること

- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、理事会又は評議員会の招集が通知されない場合には、監事は、2週間以内に理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的以外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合及び当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、かかる行為の停止を請求することができる。

(役員任期)

第10条 理事(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。)の任期は4年とし、監事の任期は2年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

(役員補充)

第11条 この法人の理事、又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が、次の各号の1に該当するときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定、又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期満了
 - (2) 辞任

- (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき
- (理事会)

第13条 この法人に、理事をもって組織する理事会をおく。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対し、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 理事会の議長は、理事長とする。
- 7 理事長が第4項に定める招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 8 第9条第2項及び前項の規定に基づき、理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選により決定する。

(理事会の議決)

第14条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。但し、第4項の規定により過半数に達しないときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、当該議事について、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 3 理事会の議事は、理事の多数決で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し、法令に特別の規定があるとき、この寄附行為に別段の定めがあるとき及び第3項の規定により過半数に達しないときは、この限りではない。
- 4 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第14条の2 議長は、理事会の開催日時及び、場所並びに議決事項等について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長指名による議事録署名人2名が署名、押印し、これを法人本部に備えておかなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事会決定事項)

第15条 次に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならな

い。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- (4) 予算外の新たな義務負担又は権利放棄に関する事項
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 解散及び残余財産の選定

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第16条 評議員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この法人の設置する大学、短期大学の学長及びこども園の園長
 - (2) この法人の設置する学校の教職員のうちから選任された者 5人以上9人以内
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから選任された者2人以上4人以内
 - (4) この法人に関係のある学識経験者 4人以上9人以内
 - (5) 理事長
- 2 前項第1号、第2号及び第5号に規定する評議員は、学校の長、教職員又は理事長の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任命)

第16条の2 前条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する評議員は、理事会において選任し、理事長が任命する。

(評議員会)

第17条 この法人に評議員会をおく。

- 2 評議員会は、評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 評議員会の議長は、理事長とする。

(任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。但し、欠員が生じた場合の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第18条の2 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(定例会・臨時会)

第19条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年1月、3月及び5月に招集する。

3 臨時会は、理事長が必要と認める場合又は私立学校法第41条第5項の規定により招集する。

(諮問事項)

第20条 第37条(寄附行為の変更)、第38条(公告の方法)及び第42条(施行規則)に規定するものはもとより、次に掲げる事項についても理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画に関する事項

(2) 事業に関する中期的な計画に関する事項

(3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

(4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。)の支給の基準に関する事項

(5) 合併に関する事項

(6) 運用財産中の不動産及び積立金の管理に関する事項

(7) 寄附金の募集に関する事項

(8) 剰余金の処分に関する事項

(9) 寄附行為の施行細則に関する事項

(10) その他理事長が学校法人の業務に関して重要と認める事項

(評議員会の議決)

第21条 評議員会は、原則として評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 評議員会の議事は、評議員の多数決で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し、法令及びこの寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、議長は評議員として、議決に加わることができない。
- 4 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条の2 議長は、評議員会の開催日時及び、場所並びに議決事項等について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長指名による議事録署名人2名が署名、押印し、これを法人本部に備えておかなければならない。

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又役員から報告を徴することができる。

第5章 資産及び会計

(資産)

第23条 この法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 授業料、入学金及び試験料
- (4) 設立後援者よりの寄附に関わる金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備、又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第25条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り、これを処分することができる。

(積立金の保管)

第26条 運用財産のうち積立金は確実なる有価証券を購入するか、又は確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金をするかして、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第27条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、試験料収入その他の運用財産(不動産及び積立金を除く。)をもって支弁する。

(会計)

第28条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(「学校会計」という。以下同じ。)とする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第29条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第30条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算)

第31条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算において剰余金があるときは、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、若しくは運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。

3 理事長において、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の作成)

第32条 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を会計年度終了後2ヵ月以内に作成

し、これらについての監事の意見を求めるものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第32条の2 この法人は、前条の書類、第9条の監査の職務に規定されている監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を第2条に規定されている事務所に備えておき、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、役員等名簿は、個人の住所を除いて、閲覧させることができる。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第34条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第35条 この法人が解散した場合（合併、又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散の時ににおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人、又は教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第36条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第37条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法及び私立学校法施行規則に定める寄附行為変更の届出事項については、変更後遅滞なく文部科学大臣に届け出るものとする。

第8章 公告の方法 その他

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、学校法人弘徳学園の掲示場に掲示して行う。

(情報の公表)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき又は寄附行為変更の届け出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員の報酬)

第40条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(責任の免除)

第41条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害は、理事会の議決によって免除することができる。但し、当該役員に職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合に限る。

2 前項に定める免除額は、私立学校法が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、損害の原因及び職務執行状況等の事情を勘案して決定する。

(施行細則)

第42条 この寄附行為の施行に伴う組織・運営に必要な基本的事項は、学校法人弘徳学園寄附行為実施規則で定める。この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- 1 平成15年11月27日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理 事 (理事長)	上 田 正 一
理 事	鈴 木 正 幸
理 事	吉 谷 功
理 事	清 水 由 洋
理 事	宮 崎 秀 紀
理 事	辻 寛
- 3 平成17年3月31日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

(近畿大学豊岡短期大学幼児教育学科の存続に関する経過措置)

近畿大学豊岡短期大学幼児教育学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 平成18年11月30日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 平成19年12月3日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 近畿大学豊岡短期大学生生活情報・福祉学科廃止に伴うこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 平成21年1月29日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 平成23年8月25日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年9月1日から施行する。
- 9 近大姫路大学通信教育部の名称変更及び近畿大学豊岡短期大学通信教育部生活情報・福祉学科の廃止に伴うこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
- 10 平成24年9月10日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成24年9月10日から施行する。
- 11 平成26年3月31日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。
- 12 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。
- 13 平成27年10月22日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
- 14 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

- 15 平成28年8月31日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
- 16 令和2年7月14日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年7月14日から施行する。